公益社団法人
諫早大村法人会

法人会だより

第57号

2019年1月1日発行

発行所／公益社団法人 諫早大村法人会　諫早市東本町5-17 ねむの木ビル２階　TEL 0957-22-8479
印刷所／諫早印刷株式会社

諫早灯りファンタジア

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し　地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する　経営者の団体である

2019年 年頭のご挨拶

公益社団法人 諫早大村法人会 会長　**宮　崎　清　彰**

明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より諫早大村法人会に対しまして格別のご理解、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

諫早大村法人会は公益社団法人として、会員企業の皆様方のために、更には広く地域社会の皆様方のご発展を願い活動しております。

昨年はこれまでの活動の成果を継承し、税務ご当局のご支援をいただきながら、2019年10月に施行される消費税率10％への引き上げが間近に迫ってきたことから、新たに導入される消費税の軽減税率制度の内容について事業者の皆様方にご理解を深めていただくとともに、早い時期からのご準備をして頂く事を狙いとして消費税の軽減税率制度に関する説明会を４回開催し多くの皆様にご参加頂きました。

また、昨今の厳しい経営環境を踏まえ、雇用対策や、経営者のリスクマネジメントに関するセミナーを諫早、大村のそれぞれの地区において開催を致しました。

それから、青年部会にあっては、これまで積み上げた租税教室の実績と昨年初めて実施をした親子体験型の租税教室「税ストリートの大冒険」の成果について11月に全国青年の集い岐阜大会において発表をする貴重な機会を得ました。加えて、同じく11月に、喜々津駅前広場において諫早商工会青年部主催による「未来の社長プロジェクト」と共催して租税教室を実施し税の申告の疑似体験をしてもらいました。

更に、女性部会にあっては、今年度８回目となる税に関する絵はがきコンクールを引き続き開催しております。

これからも、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である法人会の理念のもと、着実に活動を進めていく所存でありますので、引き続き会員の皆様方をはじめ、税務ご当局、関係機関の方々のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

加えまして、来る２月21日㈭には、東日本大震災の際、南相馬市長として震災復興に奔走された、桜井勝延氏による新春講演会を予定しております。

是非多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

最後になりますが、本年もこの一年が明るく、輝かしい年になることを切望しますとともに、皆様方の益々のご繁栄を祈念致しまして新年の御挨拶とさせていただきます。

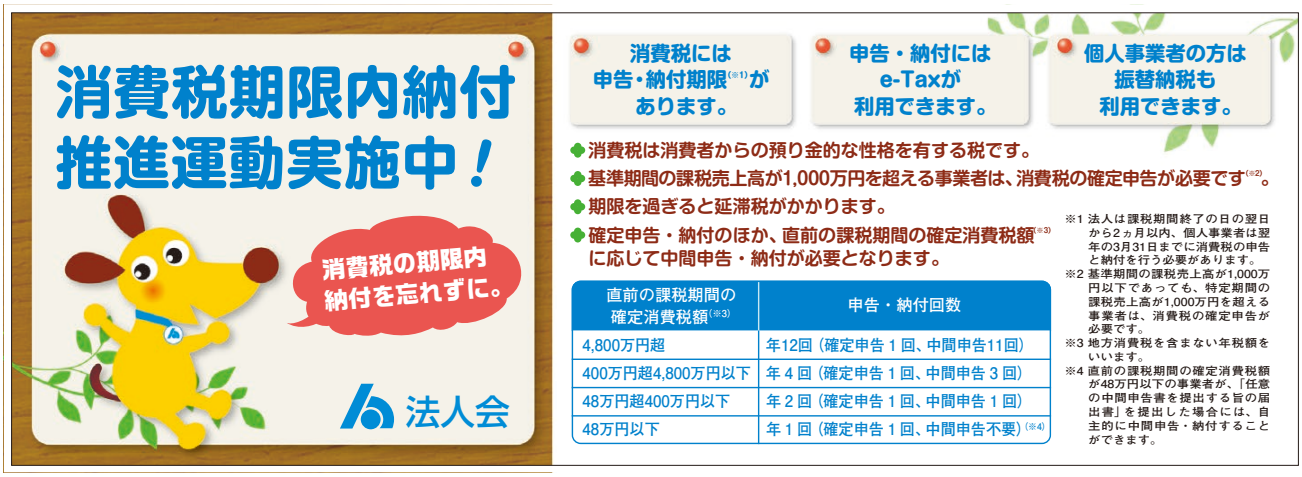

新年のあいさつ

諫早税務署長　土岐（とき）　和彦（かずひこ）

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人諫早大村法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素から宮﨑会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には税務行政への深いご理解と格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として会員企業経営者の資質の向上、納税意識の向上そして地域社会への貢献を図りながら、公益社団法人としての使命を達成するため、積極的に事業活動を展開されておられます。

また、「消費税法の改正に伴う周知広報」につきましては、積極的なご支援とご協力を賜り、数多くの説明会を開催することができました。

本年10月には、いよいよ軽減税率制度が実施されます。政府全体で準備が進められている中、制度の円滑な導入は喫緊の課題であります。

昨年に引き続き、積極的な周知・広報を行ってまいりますので、法人会の皆様のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

ところで、税務署では、これから平成30年分の所得税・贈与税等の確定申告が始まりますが、ＩＣＴを利用した申告納税の一層の推進のために、「ＩＤ･パスワード方式」による申告書の提出ができるようになりました。この方式は税務署にお越しいただいて、「ＩＤ･パスワード」を取得することにより、ご自宅のパソコンから申告書の提出が可能になるというものです。さらに、給与所得者で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、スマートフォンにより申告書の提出ができます。会員の皆様方の社内で確定申告が必要な方がおられましたら、是非ご利用いただくようお勧め願います。

最後になりましたが、新しい年が諫早大村法人会並びに会員の皆様方にとって、素晴らしい年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

第35回法人会全国大会　鳥取大会

平成30年10月11日㈭　とりぎん文化会館　参加者約1,800名

第１部　記念講演　14：00～15：00

【演題】『大山どりの奇跡』
～35歳、どん底からの挑戦～

【講師】株式会社 大山どり　代表取締役
島　原　道　範 氏

第２部　式　　典　15：20～16：30

第３部　懇 親 会　17：15～18：15

法人会全国大会鳥取大会は、藤井国税庁長官、平井鳥取県知事をはじめ多数のご来賓をお迎えし開催されました。記念式典において、平成31年度税制改正に関する提言の趣旨説明が行われ、政府、各政党、地方自治体の首長、議会議長への提言を行うことが確認されました。

平成31年度税制改正スローガン

- ●財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- ●少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ●中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ●中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

宮﨑法人会長による提言活動

11月９日　園田大村市長

11月９日　三浦大村市議会議長

11月27日　宮本諫早市長

11月27日　松本諫早市議会議長

全国青年のつどい　岐阜大会

法人会青年部は平成30年11月７日㈬から11月10日㈯までの間、全国青年のつどい岐阜大会に参加してまいりました。今回は租税教室プレゼンテーションにおいて北部九州の代表としてプレゼンをすることになっておりましたので、総勢６名での参加をさせていただきました。発表は中村君が実施してくれましたが、リハーサルでも終始落ち着いたプレゼンを行ってくれました。しかしその後も気を緩めず、ロビーで最終打ち合わせ、練習を繰り返しました。また中村君とともに登壇した島君は絶妙なスライドさばきで、なんと持ち時間10分のところ、９分59秒という、尺を最大限に生かした神業的テクニックでプレゼンをサポートしてくれました。その結果奨励賞をいただくことができましたが、これも様々な方々が事業から発表までご協力をくださった賜物であり、この場をお借りしてお礼申し上げます。

プレゼン終了後は県連ナイトにて、県内各地の法人会青年部の皆様と交流を深めさせていただきました。また岐阜名物や名古屋名物を堪能させていただきました。緊張の中にも楽しく青年のつどいに参加させていただくことができ、青年部のチームワークもより高めることができたと思います。今後とも効果的な租税教育活動を行い、納税意識高揚に貢献していきたいと感じました。

青年部会長　　原田　　岳

青年部会による租税教室

法人会青年部会は、平成30年11月25日㈰喜々津駅前広場において諫早市商工会青年部と共催した「未来の社長プロジェクト」において租税教室を実施しました。

当日は天候にも恵まれ、親子600人を超える来場者がありました。まず、子供たちは、建築木工、水道設備、電気工事、自動車点検整備、レッカー操作、ネイル、保育などの労働体験をして、疑似通貨による収入を得たり、社長体験として、貸借対照表及び決算書の作成体験をしました。その後、自分が労働体験により得た収入をもとに法人会青年部ブースにおいて疑似的に確定申告をして、収入に応じた税率に基づいて納税をしていただき、その結果手元に残った疑似通貨をお菓子と交換していただきました。この「未来の社長プロジェクト」を通じて、仕事をして収入を得、それに応じた納税をするという体験をしていただきました。笑顔と歓声の中、親子で楽しい一日を過ごしていただきました。これから、しっかりと勉強して立派な社会人になっていただきたいと願っております。

青年部会長　原田　岳

健康経営セミナー

12月５日　諫早市
『世界一受けたい「がん」の授業』
東京大学医学部附属病院放射線科准教授　中川恵一氏

経営セミナー

８月28日　諫早市
「リスクマネジメント（役員責任対策）セミナー」
　弁護士　加藤美香保氏

８月29日　大村市
「リスクマネジメント（役員責任対策）セミナー」
　弁護士　加藤美香保氏

９月13日　諫早市　「クラウド会計セミナー」
　ＳＭＬコンサルティング　白垣裕崇氏
　マネーフォワード　　久保直人氏

９月14日　大村市　「クラウド会計セミナー」
　ＳＭＬコンサルティング　白垣裕崇氏
　マネーフォワード　　久保直人氏

消費税の軽減税率制度説明会

10月17日　諫早市　　10月18日大村市　　11月21日　諫早市　　11月22日　大村市
諫早税務署法人課税第１部門
　　統括調査官　龍野隆伸氏　　総括上席　石橋邦彦氏　　上席調査官　松岡留美氏

平成30年度『中学生の「税についての作文」』の受賞者の紹介

福岡国税局長賞

税があるということ

長崎県立諫早高等学校附属中学校３年２組　野　﨑　凪　紗 さん

長崎生まれ、長崎育ちの私に初めて島根の友達ができました。きっかけは、大村市と島根県飯南町の小・中学生との交流事業です。１月に大村市民である私達が飯南町を訪れた時、飯南町の皆さんに歓迎され、３日間の楽しい思い出を作ることができました。

楽しかった交流事業からしばらく経った頃、ふと飯南町に行った時のことを思い出し、その思い出に浸っていました。交流会で一緒に遊んだことやスキーを一緒に滑ったこと、帰りのバスの中ではしゃいだこと……。ちょうどその時、学校の授業で税についての話を聞きました。話を聞きながら、そういえば、とあることを思い出しました。それは交流事業の参加申し込みをする前の母の言葉でした。「１万円で島根に行けるんだって、なかなかこんな機会はないよ。どうする凪紗、行く？」。私はその日、家に帰って早速母に聞きました。「１万円で島根に行くことってできないの？」と。そうしたら母は真面目な顔で言いました。「スキーだけでもお金がかかるからね。」それから、募集の紙も見せてくれました。それを見て、私はとても驚きました。何故なら、保険料までも含んでの１万円だったからです。私は思わず母に確認しました。「この１万円以外は税金で補われているってことよね？」。うん、と母はうなずきました。私は今まで、税金があったおかげで交流事業に参加できていることを一切意識していなかったので、当たり前のように交流事業に参加していたあの時の自分を恥ずかしく思いました。

税金があったおかげで交流事業に参加できたことを知ってから、私は身の回りの税について考えるようになりました。登校時、安全に道路を歩けるのは、道路などを整備する土木費があるから。授業を受けられるのは、教育費があるから。今まで健康でいられたのは、健康保健費があるから。私は様々な面で税に支えられていて、税なしでは生きていけていなかったかもしれないな、と税があることのありがたさをしみじみと感じました。

８月、今度は飯南町の小・中学生が大村市へやって来ました。私もその交流会に参加し、１月と同じように楽しい思い出を作りました。しかし一つだけ違うことがありました。それは交流事業に参加できることに感謝の気持ちを持っていたことです。税の存在を意識できていたおかげで、一瞬の時間も大切にすることができました。

これからも私は、税があるおかげで生きていけます。私を支えてくれている税を納めるたくさんの人々に感謝をすることを忘れないでいることが、私にできるせめてもの恩返しだと思います。私の人生は税があるから成り立っていると気付く時は遅かったかもしれないけれど、感謝をすることは今から始めても遅くはないのではないでしょうか。

平成31年（2019年）10月１日から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月１日から、消費税及び地方消費税の税率が８％から10％に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
新　聞	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週２回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者		
	飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
	飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
	免税事業者の方	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【ＵＲＬ】　http://kzt-hojo.jp
【専用ダイヤル】　０５７０－０８１－２２２
【受　付　時　間】　9:00～17:00　（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

○　軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

１．消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】　０５７０－０３０－４５６
【受　付　時　間】　9:00～17:00　（土日祝除く）

２．電話相談センター
最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「３」を押すと、電話相談センターにつながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。

○　税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

○　軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

QRコードから
国税庁ホームページへ

国税庁ホームページの
下段のバナーをクリック

消費税軽減税率制度

平成３０年分　確定申告期における税務署の閉庁日対応

◆ 閉庁日に対応する日

平成３１年２月２４日（日）及び３月３日（日）

※　受付時間：両日とも午前９時から午後４時まで

◆ 申告会場

NBC 別館（長崎市上町１－３５）

※　長崎税務署の庁舎では、申告相談を行いません。

※　NBC 別館は長崎税務署の職員が対応いたします。

◆ 対応業務

・確定申告書用紙の配付　・申告相談
・確定申告書の収受　・納付相談

～税務署からのお知らせ～

医療費控除は領収書が提出不要となりました!!

※平成29年分から領収書の代わりに「医療費控除に関する明細書」の提出が必要となりました。

（明細書は国税庁ホームページ「作成コーナー」で作成できます。）

※医療費通知の添付により明細の記入を省略できます。

（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

※医療費の領収書は自宅等で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※明細書の書き方のご質問は、最寄りの税務署にお電話で、お問合せできます。

（注）平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療

2/18 ■■病院 診療 6,000円 ①

5/28 ■■病院 診療 3,400円 ①

▲▲薬局 医薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療

9/13 ○○診療所 診療 3,300円 医薬品 1,100 ③

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 国税 太郎

1 医療費通知に関する事項

2 医療費（上記1以外）の明細

2 医療費（上記１以外）の明細 欄の書き方

	(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
②	同上	▲▲薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
③	国税 花子	○○診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

医療費控除の申告はスマホで！

作成コーナー

www.keisan.nta.go.jp

お問合せ先のご案内
～ご不明な点等は、お電話で問い合わせることができます～

自宅で申告書を作成中に、ちょっと分からないことがあるんだけど、どこに聞けばいいかな？

申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、
お電話で問い合わせることができます。

諫早税務署　（0957）22－1370

ご用件に応じて番号を選択してください。

確定申告に関するお問合せ	「0」番をプッシュ【平成31（2019）年1月21日～3月15日まで開設】 所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問合せ 【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】
国税に関する一般的なお問合せ	「1」番をプッシュ 【電話相談センターの担当者におつなぎします。】

確定申告会場は、**2月18日（月）**から開設します！

所得税・贈与税の申告と納付は　平成31（2019）年3月15日（金）まで

個人事業者の消費税の申告と納付は　平成31（2019）年4月1日（月）まで

- 会場開設当初と申告期限間近は、特に混雑することが予想されます。
- 混雑状況により早めに申告会場の受付を終了する場合があります。

【確定申告会場】

会場　**諫早税務署**
〒854-8666　諫早市永昌東町25番45号

期間　**平成31年2月18日（月）から**
平成31年3月15日（金）まで
※　土・日曜日は、開設しておりません。

受付　**午前9時から午後4時まで**
※　上記期間中は、税務署周辺の道路が大変混雑しますので、申告会場にお越しの際は、公共交通機関をご利用ください。

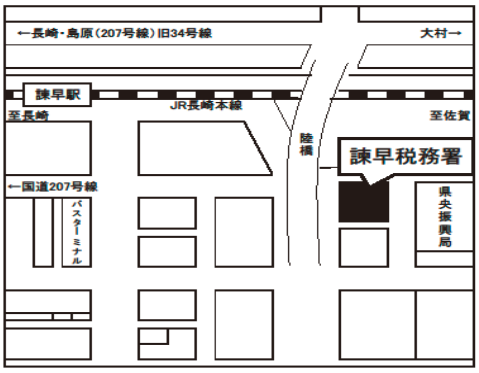

JR諫早駅・島原鉄道諫早駅・バスターミナルから徒歩５分